

広大な国有地を活用しませんか？

売払物件のご案内



シドミ原苗畑跡地
(関東森林管理局 番号：関 - 4)



農林水産省 **林野庁**



目次



はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ

売払予定物件一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ～ 5 ページ

物件の売払いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ページ

予算決算及び会計令（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ページ

国有財産法（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 ページ

「買受適格証明書」の交付申請窓口・・・・・・・・・・ 7 ページ

農地法（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 ページ

農地法施行令（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 ページ

農地法に基づく許可申請等・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ページ

宅地造成・・・



工場建設・・・



倉庫建設・・・



農地の取得・・・

等をお考えの際にご活用下さい。

はじめに

林野庁（国有林野事業）では、全国各地に所在する庁舎・宿舍跡地、苗畑・貯木場跡地等、不用となった土地（国有地）の売払いを行っています。

このパンフレットは、今後売払いを予定している国有地のうち、面積が5,000㎡以上の広大地についてご紹介するものです。

主な広大地には、苗畑跡地や貯木場跡地などがあります。

苗畑跡地とは、国有林野に植栽するスギやヒノキ等の苗木の生産・育成を行うための事業場として使用されていた土地で、貯木場跡地とは、国有林野から伐り出した丸太を一時的に保管しておくために使用していた土地なので、これらの多くが平坦で広大な土地です。

また、これらの土地は、これまでの使用形態、形状等から「農地」に該当する場合があります、活用にあたっては農地法等による規制を受ける場合があります。

個々の物件の詳細等については、お気軽に所管する森林管理局までお問い合わせ下さい。

なお、これらの物件の売払いについては、先ず、地方公共団体等からの公用・公共用利用を目的とした取得要望を受け付けることとし、要望が出されない場合に一般競争入札を実施することとなりますので、あらかじめご了承下さい。



売地

平成22年3月
林野庁 業務課 国有林野管理室



売払予定物件一覧表



以下の物件のお問い合わせ先

北海道森林管理局 国有林野管理課 TEL : 011-622-5250 FAX:011-616-4021

番号	所在地	面積 (㎡)	法律に係る区分			建物の 有無	立木の 有無	備考
			都市計画法	農振法	農地法			
北-1	北海道紋別郡遠軽町丸瀬布水谷町	(60,000)	都市計画区域外	地域外	非農地	有	有	苗畑跡地
北-2	北海道亀田郡七飯町字桜町430-4・440-1・445	113,692	市街化調整区域	地域内	非農地	無	有	苗畑跡地
北-3	北海道亀田郡七飯町字桜町451-8	8,604	市街化調整区域	地域内	非農地	無	有	苗畑跡地
北-4	北海道札幌市南区定山溪1062-1	43,553	市街化調整区域	地域外	非農地	有	有	貯木場跡地
北-5	北海道芦別市上芦別町176番	(29,940)	第一種住居地域	地域外	非農地	無	有	貯木場跡地
北-6	北海道上川郡上川町栄町50番1及び新光町4番	(14,896)	準工業地域	地域外	非農地	無	無	貯木場跡地
北-7	北海道川上郡弟子屈町朝日1丁目986番	8,655	非線引き	地域外	非農地	無	有	貯木場跡地
北-8	北海道川上郡弟子屈町朝日2丁目10-2	16,829	準工業地域	地域外	非農地	無	有	貯木場跡地
北-9	北海道上川郡新得町屈足幸町西3丁目4番1	10,042	非線引き	地域外	非農地	無	有	貯木場跡地
北-10	北海道留萌郡小平町字達布1031	6,079	都市計画区域外	地域外	非農地	無	無	庁舎跡地
北-11	北海道中川郡中川町字安川8-2,3,4	5,542	都市計画区域外	地域外	非農地	無	無	庁舎跡地
北-12	北海道釧路市阿寒町新町1丁目31-7・31-71	8,424	都市計画区域外	地域外	非農地	無	無	庁舎跡地
北-13	北海道夕張市千代田25-1	6,182	第一種住居地域	地域外	非農地	無	有	宿舍跡地
北-14	北海道芦別市上芦別町171-2	5,278	第一種住居地域	地域外	非農地	無	有	宿舍跡地
北-15	北海道芦別市上芦別町176番	(5,306)	第一種住居地域	地域外	非農地	無	無	宿舍跡地
北-16	北海道芦別市上芦別町176番	(6,804)	第一種住居地域	地域外	非農地	無	無	宿舍跡地
北-17	北海道枝幸郡枝幸町字幸町8122	6,465	第一種中高層住居 専用地域	地域外	非農地	無	有	宿舍跡地
北-18	北海道上川郡上川町新町 323番3	5,998	第一種中高層住居 専用地域	地域外	非農地	有	無	宿舍跡地
北-19	北海道北見市留辺蘂町旭三区197-138	12,381	第一種中高層住居 専用地域	地域外	非農地	無	無	宿舍跡地
北-20	北海道北見市留辺蘂町旭三区197-4	15,775	第一種中高層住居 専用地域	地域外	非農地	無	無	宿舍跡地
北-21	北海道常呂郡置戸町字拓殖10-8	5,925	都市計画区域外	地域外	非農地	無	有	宿舍跡地
北-22	北海道上川郡新得町屈足緑町5丁目5番	18,377	非線引き	地域外	非農地	無	無	宿舍跡地
北-23	北海道室蘭市港南町1丁目268番、267番、 2丁目259番	5,773	第一種住居地域	地域外	非農地	無	無	宿舍跡地

面積欄のカッコ書きは実測面積ではないので、実測により数量が変わることがあります。
「農振法」とは、農業振興地域の整備に関する法律を指します。

以下の物件のお問い合わせ先

東北森林管理局 国有林野管理課 TEL : 018-836-2184 FAX:018-836-2028

番号	所在地	面積 (㎡)	法律に係る区分			建物の 有無	立木の 有無	備考
			都市計画法	農振法	農地法			
東-1	秋田県山本郡藤里町粕毛字清水岱5番3、7番1、7番15、8番3	38,330	都市計画区域外	地域外	非農地	有	有	苗畑跡地
東-2	山形県新庄市本合海字長坂	(207,000)	都市計画区域外	地域外	非農地	有	有	苗畑跡地
東-3	青森県東津軽郡平内町大字小湊字前范60番1ほか2筆	45,485	第一種住居地域	地域外	非農地	無	有	苗畑跡地
東-4	岩手県久慈市侍浜町堀切第11地割166-1外4	19,627	都市計画区域外	地域内	非農地	無	有	苗畑跡地
東-5	山形県最上郡真室川町大字新町字塩野42の内、657、670、672の内、675	(105,077)	一部都市計画区域内	地域外	非農地	無	有	苗畑跡地
東-6	秋田県能代市御指南町102-1	12,165	第一種住居地域	地域外	非農地	無	無	貯木場跡地
東-7	青森県五所川原市飯詰字影日沢223-3外2	15,078	都市計画区域外	地域外	非農地	無	無	貯木場跡地
東-8	青森県東津軽郡今別町大字今別字宮本14-1、中沢2-4、中沢2-9	9,581	都市計画区域外	地域外	非農地	有	有	貯木場跡地
東-9	青森県東津軽郡外ヶ浜町字三厩増川254-1、257-20、257-21	6,411	都市計画区域外	地域外	非農地	無	有	貯木場跡地
東-10	青森県むつ市川内町蛸崎合野86-1、86-52	5,358	都市計画区域外	地域外	非農地	有	有	貯木場跡地
東-11	青森県むつ市大畑町中島4-2、4-11	25,481	第二種住居地域	地域外	非農地	無	有	貯木場跡地
東-12	青森県三戸郡田子町大字田子字釜淵平49番	(5,390)	都市計画区域外	地域外	非農地	有	無	貯木場跡地
東-13	岩手県下閉伊郡岩泉町安家字日蔭149-2	(16,365)	都市計画区域外	地域外	非農地	有	有	貯木場跡地
東-14	秋田県鹿角市十和田大湯字白沢	128,304	非線引き	地域外	非農地	無	有	林地
東-15	青森県上北郡野辺地町字寺ノ沢20-1ほか8筆	9,126	非線引き	地域外	非農地	無	無	庁舎跡地

以下の物件のお問い合わせ先

関東森林管理局 国有林野管理課 TEL : 027-210-1181 FAX:027-210-1182

番号	所在地	面積 (㎡)	法律に係る区分			建物の 有無	立木の 有無	備考
			都市計画法	農振法	農地法			
関-1	福島県西白河郡矢吹町井戸尻222-4	59,213	非線引き	地域外	非農地	無	有	苗畑跡地
関-2	福島県双葉郡富岡町大字小良ヶ浜字深谷92	(39,851)	市街化調整区域	地域外	農地	有	無	苗畑跡地
関-3	栃木県日光市土沢シドミ原国有林	160,552	市街化調整区域	地域外	非農地	有	有	苗畑跡地
関-4	新潟県南魚沼市舞子字大原1819 - 118	(103,546)	都市計画区域外	地域外	農地	無	無	苗畑跡地
関-5	栃木県大田原市前田112	(5,710)	都市計画区域外	地域外	非農地	有	無	貯木場跡地
関-6	千葉県夷隈郡大多喜町市川字大下川1-1外10	(6,567)	非線引き	地域外	非農地	有	無	貯木場跡地
関-7	静岡県榛原郡川根本町桑野山424-6	9,668	都市計画区域外	地域外	非農地	有	無	貯木場跡地
関-8	神奈川県足柄下郡箱根町元箱根110-1	5,262	非線引き	地域外	非農地	有	有	保養所跡地

面積欄のカッコ書きは実測面積ではないので、実測により数量が変わることがあります。
「農振法」とは、農業振興地域の整備に関する法律を指します。

以下の物件のお問い合わせ先

中部森林管理局 国有林野管理課 TEL : 026-236-2565 FAX:026-227-1312

番号	所在地	面積 (㎡)	法律に係る区分			建物の 有無	立木の 有無	備考
			都市計画法	農振法	農地法			
中-1	長野県木曾郡王滝村2460-1外7筆	10,583	都市計画区域外	地域外	非農地	有	無	庁舎跡地

以下の物件のお問い合わせ先

近畿中国森林管理局 国有林野管理課 TEL : 06-6881-3522 FAX:06-6881-3531

番号	所在地	面積 (㎡)	法律に係る区分			建物の 有無	立木の 有無	備考
			都市計画法	農振法	農地法			
近-1	広島県広島市佐伯区湯来町大字下 字栗ヶ瀬1194-2	7,622	都市計画区域外	地域外	非農地	無	有	苗畑跡地
近-2	広島県東広島市黒瀬町	(11,300)	市街化調整区域	地域外	非農地	無	無	苗畑跡地
近-3	鳥取県八頭郡智頭町大字芦津	(6,475)	都市計画区域外	地域外	非農地	無	有	貯木場跡地

以下の物件のお問い合わせ先

四国森林管理局 国有林野管理課 TEL : 088-821-2051 FAX:088-821-4413

番号	所在地	面積 (㎡)	法律に係る区分			建物の 有無	立木の 有無	備考
			都市計画法	農振法	農地法			
四-1	高知県四万十市西土佐江川崎字千度田2156番1外	9,390	都市計画区域外	地域外	非農地	有	有	宿舍跡地 及び林地

以下の物件のお問い合わせ先

九州森林管理局 国有林野管理課 TEL : 096-328-3542 FAX:096-353-1965

番号	所在地	面積 (㎡)	法律に係る区分			建物の 有無	立木の 有無	備考
			都市計画法	農振法	農地法			
九-1	佐賀県佐賀市久保町大字川久保下山2121-1	5,877	市街化調整区域	地域外	非農地	無	無	苗畑跡地
九-2	宮崎県宮崎市田野町字小谷乙1742	(104,132)	都市計画区域外	地域外	未確定	無	有	苗畑跡地
九-3	宮崎県日南市大字板敷7594外	(15,351)	非線引き	地域外	農地	無	有	苗畑跡地
九-4	宮崎県串間市大字大平6343-1外	(28,864)	都市計画区域外	地域外	未確定	無	有	苗畑跡地
九-5	鹿児島県鹿屋市下堀町2926-3外	(41,666)	非線引き	地域外	農地	無	有	苗畑跡地
九-6	宮崎県児湯郡都農町大字川北3602-4外	(18,301)	準工業地域	地域外	非農地	有	無	貯木場跡地
九-7	宮崎県えびの市大字原田字本地原1430-6	13,344	工業地域	地域外	非農地	無	無	貯木場跡地
九-8	鹿児島県伊佐市大口小木原字荒神林2078番2ほか	10,666	都市計画区域外	地域外	非農地	無	有	貯木場跡地
九-9	宮崎県延岡市北川町大字川内名10364-15外	(9,678)	都市計画区域外	地域外	非農地	無	有	庁舎跡地
九-10	宮崎県えびの市大字原田字本地原1403-611	6,731	第一種住居地域	地域外	非農地	無	無	宿舍跡地

面積欄のカッコ書きは実測面積ではないので、実測により数量が変わることがあります。
「農振法」とは、農業振興地域の整備に関する法律を指します。

売払予定物件一覧表に掲載している物件の詳細情報は、各物件のお問い合わせ先である森林管理局のホームページで見ることができます。

森林管理局名	HPアドレス
北海道	http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/index.html
東北	http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/estate/index.html
関東	http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/katuyo/index.html
中部	http://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/estate/index.html
近畿中国	http://www.rinya.maff.go.jp/kinki/apply/publicsale/estate/index.html
四国	http://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/apply/publicsale/estate/index.html
九州	http://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/apply/publicsale/estate/index.html

上表のHPアドレスにアクセスしていただき、「広大地売払物件一覧」をクリックしていただくと一覧表が表示されます。そこでご希望の物件の「詳細情報」欄の「PDF」をクリックすると、下のような物件案内や位置図などを見ることができます。

物件案内

物件番号	1 - 2		
所在地	北海道札幌市南区定山溪1062-1		
住居表示			
地目	雑種地	面積 ^(注)	43,562.64 m ²
接面道路の状況	南東側で幅員約16mの国道230号線に接面しているもの、低地に位置しているため、国道への接続は本地沿いの林道を使用しています。		
法令に基づく制限	区域区分	市街化調整区域	
	用途地域	宅地造成工事規制区域	
		その他	
	建ぺい率	60 %	
	容積率	200 %	
	その他	自然公園法：支笏洞爺国立公園・普通地域	
私道の負担等に関する事項	私道負担の有無	無	負担の内容
	道路後退の有無	無	負担の内容
供給・排水施設の整備状況	電 気	可	接面道路に配線
	公 営 上 水 道	可	接面道路に配管
	公 共 下 水 道	可	接面道路に配管（ポンプアップが必要）
	都 市 ガ ス	否	プロパン
交通機関	・定鉄バス「営林署前」バス停すぐ		
公共施設等	役 所	小 学 校	中 学 校
	南区役所定山溪支所	定山溪小学校	定山溪中学校
参考事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本地は、旧定山溪町水産部の一画であり、旧森林管理署の合同森林事務所と、旧製菓事業所建物等に隣接しています。 ・本地には、本造住宅(約20戸)、物置のほか、建物の基礎等が残っています。 ・本地は、南東側で国道は2〜4m狭く接面しているため、国道への接続は本地北東側に位置する林道と南側の橋内道を使用しています。 ・本地は、定山溪道南側の中心部から北東に1.7kmの距離に位置しています。 ・本地は、札幌市緑の保全と創出に関する条例における景山地域に指定されています。 		
問い合わせ先	北海道森林管理局 国有林野管理課 森林管理署	〒064-8537 北海道札幌市中央区宮の森3条7丁目70 番 〒 -	TEL:011-622-5258 番 TEL: -



(注)：空を付している面積は、容積上の面積であり、実際値変更することがあります。

物件の売払いについて

1. 売払いの優先順位

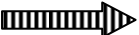
本パンフレットに掲載している物件は全て国有財産ですので、公用・公共用又は公益事業用の用途が優先されます。よって売払いに当たっては、まず地方公共団体等を対象とした買受申請期間等を公告し、期間中に買受申請が無かった場合等に一般競争入札が行われます。

売払い方法別の優先順位を整理すると、次の順番になります。

(1) 随意契約 (随意契約適格者が対象) ———— (地方公共団体等が公用・公共の用に供する場合など)

(2) 一般競争入札

「農地」である物件  買受適格証明書付き競争入札^(注)

「非農地」の物件  一般競争入札

(注)



買受適格証明書付き競争入札について

「農地」である物件の一般競争入札に参加するためには、一般競争入札の公告期間内に「買受適格証明書」の交付を受けて、森林管理局長等に提出していただく必要があります。

「買受適格証明書」の交付申請窓口については、7ページをご参照下さい。

また、「農地」である物件の取得に当たっては、農地法に基づく許可申請または届出を行う必要があります。

2. 一般競争入札について

(1) 入札参加資格

予算決算及び会計令第70条及び第71条に規定する者並びに国有財産法第16条の規定に該当する者以外の方であれば、どなたでも参加できます。

(2) 入札物件の公告

入札の日時、場所等の具体的な内容は、入札を行う森林管理局や森林管理署等の掲示板や現地看板、森林管理局ホームページによりお知らせします。

入札や物件に関する情報は、各物件のお問い合わせ先(各森林管理局)にお問い合わせ願います。

(3) その他

「売払予定物件一覧表」の面積がカッコ書きの場合は、実測面積ではないことから、実測により面積を確定した後に公告を行うこととなります。

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）（抄）

（一般競争に参加させることができない者）

第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

（一般競争に参加させないことができる者）

第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）（抄）

（職員の行為の制限）

第十六条 国有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る国有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

- 2 前項の規定に違反する行為は、無効とする。



「買受適格証明書」の交付申請窓口

区分	取得の種類	交付申請窓口
1	農地法第5条第1項の規定による取得の場合で、同一の事業の目的に供するため4ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地を取得しようとする場合（農地法施行令第8条第1項各号に規定する地域の開発又は整備に関する法律の定めるところによる場合で、同令第16条に規定する要件に該当するものを除く。）。	都道府県
2	区分1以外	農業委員会

農地法に基づく許可申請、届出の手續に準じて行われます。

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）（抄）

（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）

第三条 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可（これらの権利を取得する者（政令で定める者を除く。）がその住所のある市町村の区域の外にある農地又は採草放牧地について権利を取得する場合その他政令で定める場合には、都道府県知事の許可）を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合及び第五条第一項本文に規定する場合は、この限りでない。

一～十二（略）

十三 農業経営基盤強化促進法第八条第一項に規定する農地保有合理化法人（以下「農地保有合理化法人」という。）又は同法第十一条の十二に規定する農地利用集積円滑化団体（以下「農地利用集積円滑化団体」という。）が、農林水産省令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、同法第四条第二項第一号に規定する農地売買等事業（以下「農地売買等事業」という。）の実施によりこれらの権利を取得する場合

十四～十六（略）

2～7（略）

（農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限）

第五条 農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く。次項及び第四項において同じ。）にするため、これらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が都道府県知事の許可（これらの権利を取得する者が同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合（地域整備法の定めるところに従つてこれらの権利を取得する場合で政令で定める要件に該当するものを除く。第四項において同じ。）には、農林水産大臣の許可）を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一～五（略）

六 前条第一項第七号に規定する市街化区域内にある農地又は採草放牧地につき、政令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、農地及び採草放牧地以外のものにするためこれらの権利を取得する場合

七（略）

2～5（略）

農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）（抄）

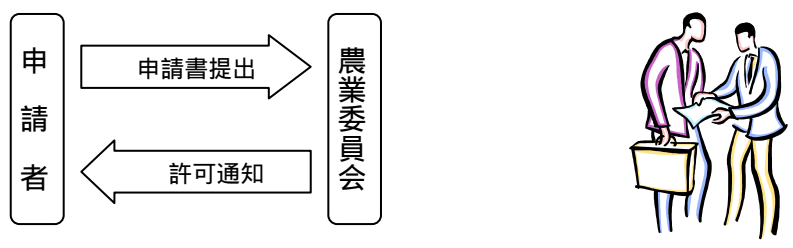
（住所地所在の市町村外にある農地又は採草放牧地の権利取得につき都道府県知事の許可を要しない者となり得る者）

第四条 法第三条第一項の政令で定める者は、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）第十条第二項の委託を受けることによりその権利を取得しようとする同項に規定する事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに同法第十一条の三十一第一項第一号に掲げる場合において使用貸借による権利又は賃借権を取得しようとする農業協同組合及び農業協同組合連合会とする。

農地法に基づく許可申請等は次のとおり行われます。

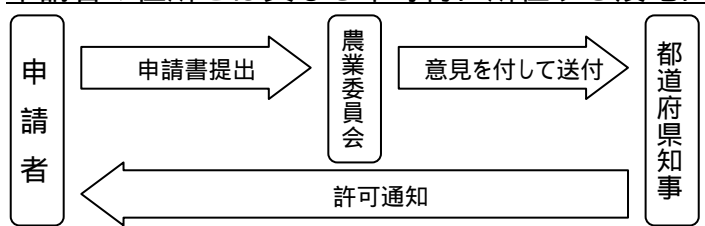
転用を目的としない取得の場合
(農地法第3条第1項)

(1) 申請者の住所と同一市町村内に所在する農地に係る許可申請



申請者が農地法第3条第1項第13号に規定する農地保有合理化法人又は、農地利用集積円滑化団体の場合は、必要事項を記載した届出書を農業委員会に届け出ることとなります。

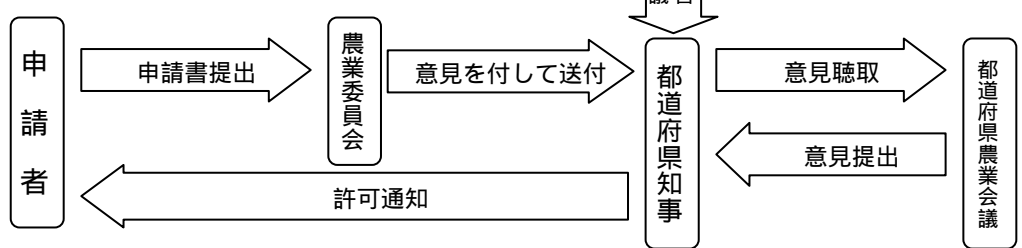
(2) 申請者の住所とは異なる市町村に所在する農地に係る許可申請



(2)の場合、農地法施行令第4条に規定する農業協同組合又は農業協同組合連合会が申請者の場合は、(1)と同様に農業委員会の許可となります。

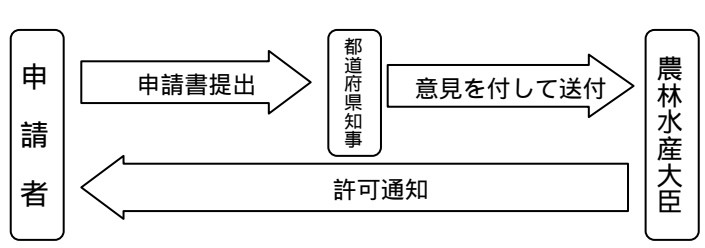
転用を目的とした取得の場合
(農地法第5条第1項)

(1) 4 ha以下の農地を転用する際の許可申請



農林水産大臣 (2 haを超え 4 ha以下の場合)

(2) 4 haを超える農地を転用する際の許可申請



農地法第5条第1項第6号に規定する、市街化区域内にある農地又は採草放牧地を転用する場合は、必要事項を記載した届出書を農業委員会に届け出ることとなります。

「農地」である物件に住宅や工場等を建設する場合、農地法以外にも都市計画法等その他法令によって建設等が規制される場合があります。個々の物件にかかる規制は、所管する森林管理局にお問い合わせ下さい。



北海道森林管理局 国有林野管理課

〒064-8537 札幌市中央区宮の森3条7丁目70
TEL:011(622)5250 FAX:011(616)4021
<http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/>

東北森林管理局 国有林野管理課

〒010-8550 秋田市中通5丁目9-16
TEL:018(836)2184 FAX:018(836)2028
<http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/>

関東森林管理局 国有林野管理課

〒371-8508 前橋市岩神町4丁目16-25
TEL:027(210)1181 FAX:027(210)1182
<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/>

中部森林管理局 国有林野管理課

〒380-8575 長野市大字栗田715-5
TEL:026(236)2565 FAX:026(227)1312
<http://www.rinya.maff.go.jp/chubu/>

林野庁業務課 国有林野管理室

〒100-8952
東京都千代田区霞が関1-2-1
TEL:03(6744)2328
FAX:03(3502)8054
http://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya

近畿中国森林管理局 国有林野管理課

〒530-0042 大阪市北区天満橋1丁目8-75
TEL:06(6881)3522 FAX:06(6881)3531
<http://www.rinya.maff.go.jp/kinki/>

四国森林管理局 国有林野管理課

〒780-8528 高知市丸ノ内1丁目3-30
TEL:088(821)2051 FAX:088(821)4413
<http://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/>

九州森林管理局 国有林野管理課

〒860-0081 熊本市京町本丁2-7
TEL:096(328)3542 FAX:096(353)1965
<http://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/>

林野庁（国有林野事業）のホームページでは、このパンフレットでご紹介した広大地物件のほかに庁舎や宿舍の跡地等、今後、一般競争入札による売払いを予定している物件の情報を公開しています。

詳しくは次のHPアドレスにアクセスして、「一般情報公開物件」をご覧ください。

http://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/totiuri/index.html